

## 船橋市建設工事の現場代理人及び監理技術者等の 工事の配置に関する基準

### (目的)

第1条 この基準は、船橋市が発注した建設工事（以下「工事」という。）において、工事現場に配置する現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項について定めるものとする。

### (他の工事との兼務)

第2条 施工中の工事に配置されている現場代理人及び監理技術者等は、当該工事の施工期間中においては、他の工事に配置することはできない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、他の工事との兼務を認めるものとする。

- (1) 施工中の工事に関連し、随意契約で追加発注した工事との兼務の場合
- (2) 船橋市建設工事の現場代理人及び主任技術者の工事の兼務に関する基準による兼務の場合
- (3) 監理技術者にあつては、船橋市建設工事適正化指導要綱第6条第3項ただし書及び第4項に規定する場合

### (工事の一時中止期間)

第3条 工事の全部について、一時中止をした場合に、当該工事に配置されている現場代理人及び監理技術者等は、一時中止の期間内に他の工事が完成することが明らかに認められる場合に限り、他の工事の現場代理人及び監理技術者等として配置することができる。

### (専任配置期間)

第4条 工事現場への現場代理人の常駐、監理技術者等の専任配置期間は、原則として当該工事の契約工期の始期から工事完成通知書の提出日までとする。

### (監理技術者等の変更)

第5条 原則として、配置した監理技術者等の変更は認めない。ただし、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等の場合のほか次の①から③に掲げる場合など、やむを得ない事由があると認められ、受発注者間で合意するときはこの限りではない。また、入札の公平性を担保するため、監理技術者等を変更する場合、同等以上の技術力を有する技術者との交代とし、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること。

- ① 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- ② 工場製作を含む工事において、工場から現地へ工事の現場が移行する場合
- ③ 一工事の契約工期が多年に及ぶ場合など、工事工程上技術者の交代が合理的な場合

### (その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年6月1日から施行する。